

マニュアル通りの対応で混乱

金融機関で所定の用紙に相続人全員の署名・捺印？

相続問題を 活用した コンサルティング・セールス

(株)UBF 代表取締役
東潤一

24

あづま・じゅんいち
株UBF 代表取締役。NPO法人全国資産に関する相談センター代表理事、CFP。簡易保険の営業を経て、99年から乗合代理店となり、保険の営業プラスFPを活用したコンサルティングを展開する。現在は、独立系FPとして、相続・事業承継プランニングを中心にファイナンシャル・プランニング全般の相談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、シンチ実践CDセミナー「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサルティング」（新日本保険新聞社刊）がある。

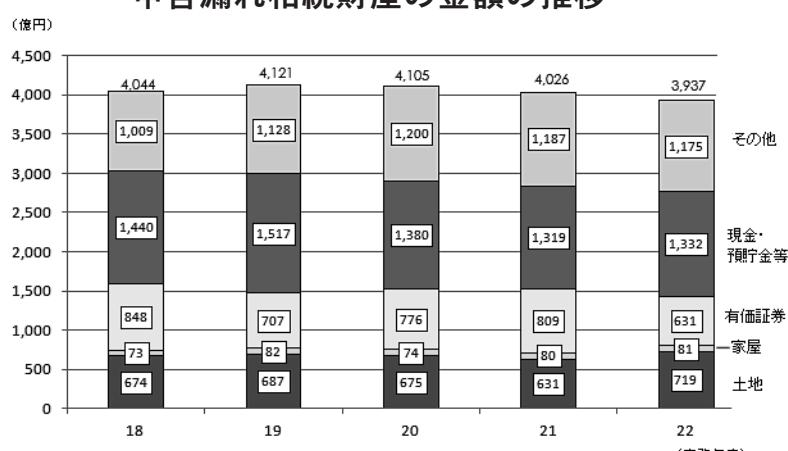
方の場合は、相続の負担を少しでも減らすことが目的となることもあります。書を作成した上で、相続手続きを行なうようにしていますが、金融機関の対応がバラバラなため、高齢の方の場合は混乱されるケースが多い。そのため、手続きに大変な時間を費やすのがならないことがあります。

(贈与)
民法第549条

贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる。

のか、贈与なのかの意
が曖昧で、最初はペイ、
フ対策のつもりで家族
義にしたもの、後々
は家族に預貯金証書を
して贈与した場合もあ
りますが、これも問題と
る場合があります。

由生漏れ相続財産の金額の推移



国税庁「平成22事務年度における相続税の調査の状況について」

対応がバラバラ

相続「一ソルティング」をやっていますと、金融機関の相続手続きについて相談を受けたことがあります。高齢の方が多い手続をされ場合などは、な場合が以前お

お宅の銀行へ
うしてでき
か?」と尋ね
「他の銀行
よつて対応
なり、うちの
なり、うちの

「ほんとうに、その手続をしたの？」
「だから、高齢者がか相続手続に訪れた際、もう少し臨機応変に対応できなかったのか？」
「うことです。
実際に、クライアントもその

「預貯金は大変だ」という声をよく聞きます。実際に相続の手続きに険は手手続きも簡単で、スマートを提案することもできます。このように相続に強い生命保険ですが、死亡保険金受取人を指定していくと、手続が活かされないので、このうな点もしっかりと留意しておきたいところです。

相続預金の扱戻しや名義変更で

しました 遺産分割協議書・相続人確認書類

は失礼したよ、
さで対応してくれ

た手続
すか
一金融機関の窓口
担当者は、高齢化社会な
たが、

大変役に立ちます。久
イアントからも「生命保
育

会では相続時の手続きを
考慮して終身保険のメリ
セつからくの生命保険

関わると、今更ですが生命保険はやはり相続に強いなど感じます。保険料の負担を抑えるということで定期保険を活用したりリスク・マネージメントも人気ですが、高齢化社会、預貯金と同様に相続手続きが必要になり、手続きに時間を費やす事